

福岡県公報

平成30年11月9日
第4042号

目次

告示(第951号-第968号)

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 6
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (自然環境課) …………… 7
- 特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定 (自然環境課) …………… 10
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) …………… 12

- 福岡県介護保険広域連合の処理する事務及び福岡県介護保険広域連合規約の変更 (市町村支援課) …………… 13
- 介護医療院の許可 (介護保険課) …………… 13
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 13
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 14
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 14

告示

福岡県告示第951号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生153	森都病院	宗像市田久三丁目3-1	H 30・9・1
宰生104	医療法人吉田皮ふ科形成外科クリニック	太宰府市五条二丁目23-6	H 30・9・1
糸島地生118	ひづめ内科	糸島市浦志二丁目2-1	H 30・10・1
う生45	うきは眼科	うきは市吉井町生葉797-1	H 30・10・1

宗遠生23	浦野のりこ整形外科医院	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-8	H 30・10・10
行生145	松下耳鼻咽喉科医院	行橋市行事七丁目12-1	H 30・8・1
筑紫地生歯9	吉田歯科クリニック	那珂川市片縄三丁目4	H 30・10・1
行生歯87	医療法人マザーアグネサ ラビット歯科クリニック	行橋市大字吉国字小町91-1	H 30・9・1
粕生薬177	あおい薬局	糟屋郡宇美町宇美四丁目1-3 丸和メディカルビル2階	H 30・8・1
大野生薬87	保険薬局ラ・ルナ	大野城市月の浦二丁目23-5	H 30・9・3
筑紫地生薬34	さかきばら薬局 松木店	那珂川市松木一丁目146	H 30・9・25
筑紫地生薬33	株式会社大賀薬局 道善店	那珂川市道善五丁目25	H 30・10・1
糸島地生薬69	かのん薬局	糸島市浦志二丁目2-1	H 30・10・1
糸島地生訪3	井上病院訪問看護ステーション	糸島市波多江699-1	H 29・4・1
糸島地生訪4	訪問看護ステーションさくらの	糸島市志摩師吉98-9	H 30・7・1
行生訪16	いちご訪問看護	行橋市中央一丁目7-41	H 30・9・1

福岡県告示第952号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
田地生118	医療法人池尻診療所	田川郡川崎町大字池尻884-1	H 30・10・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生46	森都病院	宗像市田久三丁目3-1	H 30・8・31
宰生97	吉田皮ふ科形成外科クリニック	太宰府市五条二丁目23-6	H 30・8・31
大野生125	医療法人春風会とも皮ふ科クリニック	大野城市白木原一丁目1-13	H 30・8・31
遠生75	浦野整形外科医院	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-8	H 30・9・2
行生66	松下耳鼻咽喉科医院	行橋市行事七丁目12-1	H 30・7・31
福津生歯10	わきもと歯科医院	福津市光陽台四丁目1-15	H 30・9・25
田生歯51	やすだ歯科医院	田川市大字川宮918-9	H 30・8・31
行生歯84	ラビット歯科クリニック	行橋市大字吉国字小町91番地1	H 30・8・31
粕生薬128	マリナ薬局 仲原店	糟屋郡粕屋町甲仲原二丁目11-1	H 30・8・7
粕生薬159	あおい薬局	糟屋郡宇美町大字宇美4-1-3 丸和メディカルビル2F	H 30・7・31
田生訪19	訪問看護ステーションお おぞら	田川市大字楠2595-4	H 30・9・5

福岡県告示第953号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大川生77	医療法人いちのせ小児科内科医院	医療法人いちのせファミリークリニック	大川市大字中八院1247	H 30・8・1
大生368	医療法人正心会松永クリニック	たちばなクリニック	大牟田市大字橋1365	H 30・9・1
春生歯58	医療法人にこにこ小児歯科	春日かたやまこども歯科	春日市岡本一丁目6	H 30・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田生124	小林皮ふ科	田川市日の出町5-6	田川市新町24-24	H 30・9・1
行生訪5	行橋記念病院 訪問看護ステーション	行橋市北泉三丁目11-1	行橋市北泉三丁目9-1	H 30・9・1

福岡県告示第954号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生マ38	原田 淳一(えびす堂)	筑紫野市筑紫駅前通一丁目154-3-A-101	H 30・9・18
大野生マ32	山本 七恵(株)オフサポート九州療養サポート	大野城市中三丁目15-12	H 30・9・1
飯生柔97	和田 健太郎(ひかり整骨院)	飯塚市立岩1633-1 オリオン立岩	H 30・9・10
柳生柔35	成清 圭吾(響整骨院)	柳川市辻町19 江口ビル102号	H 30・9・1
柳生柔36	森山 浩司(響整骨院)	柳川市辻町19 江口ビル102号	H 30・9・1
大野生柔50	松田 圭一(まつだ整骨院)	大野城市若草三丁目2-20	H 30・9・19
福津生柔48	岩崎 康志(まかせつきり整骨院)	福津市中央三丁目9-6	H 30・10・1
粕生柔170	田中 洋輔(新宮整骨院)	糟屋郡新宮町下府四丁目2-1 リベルタ新宮101号	H 30・9・1
粕生柔171	清國 彩(堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 30・9・3
粕生柔172	西島 亮太(堺整骨院 志免)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 30・9・3
筑紫生はき19	原田 淳一(えびす堂)	筑紫野市筑紫駅前通一丁目154-3-A-101	H 30・9・18

福岡県告示第955号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柳生柔11	田中 洋輔(響整骨院)	柳川市辻町19江口ビル102号	H 30・8・23
嘉麻生柔10	住田 幸隆(桜花整骨院)	嘉麻市大隈町246-2	H 30・8・31

福岡県告示第956号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月6日福岡県告示第870号大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
大刀洗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北野大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道
- 3 事業施行期間
平成14年12月18日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年11月福岡県告示第870号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第957号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成25年3月福岡県告示第313号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御徳二-1	鞍手郡小竹町大字御徳(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第958号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成25年3月福岡県告示第314号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御徳二-1	鞍手郡小竹町大字御徳(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第959号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御徳二-1-1	鞍手郡小竹町大字御徳（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御徳二-1-2	鞍手郡小竹町大字御徳（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第960号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御徳二-1-1	鞍手郡小竹町大字御徳（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
御徳二-1-2	鞍手郡小竹町大字御徳（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

30年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡志摩線前原	糸島市新田668番1先から 糸島市新田676番1先まで

福岡県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宗像線	前	宮若市湯原2345番3先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2,350.9
			前	宮若市湯原2114番1先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	
			後	宮若市湯原2345番3先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2,350.9
			後	宮若市湯原2114番1先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	

福岡県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宗像線 篠栗	宮若市湯原2367番5先から 宮若市湯原2368番6先まで

福岡県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	須磨園 南原線 曾根	前	京都郡苅田町大字新津 631番209先から 京都郡苅田町大字新津 1471番22先まで	6.0 ～ 16.0	996.0
			前	京都郡苅田町大字新津 631番209先から 京都郡苅田町大字新津 1471番22先まで	9.0 ～ 47.0	1,003.0

			後	京都郡苅田町大字新津 631番209先から 京都郡苅田町大字新津 1471番22先まで	6.0 ～ 16.0	966.0
			後	京都郡苅田町大字新津 631番209先から 京都郡苅田町大字新津 1471番22先まで	11.3 ～ 47.0	1,003.0

福岡県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八女 香春線	前	朝倉市杷木赤谷719番6 先から 朝倉市杷木赤谷719番5 先まで	16.0 ～ 19.7	23.0
			後	朝倉市杷木赤谷719番6 先から 朝倉市杷木赤谷719番5 先まで	16.0 ～ 25.6	23.0

福岡県告示第966号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字杭ノ谷155の49（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第967号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 柏の森鳥獣保護区

(1) 区域

飯塚市のうち、国道201号と市道立岩・下三緒線との交点を起点とし、同国道を東へ進み市道鳥越線に接続し、同市道を東へ進み市道柏ノ森・鯉田線に接続し、同市道を北東へ進み市道梅ノ木線に接続し、同市道を東へ進み市道渡り口・梅ノ木線に接続し、同市道を南へ進み里道（旧庄内町越）に出て同里道を南西へ進み旧飯塚市と旧庄内町との境界線に至り、同境界線を南へ進み市道柏の森団地1号線に接続し、同市道を南へ進み市道柏ノ森・上三緒線に接続し、同市道を南へ進み市道五反田八本松線との分岐点に至り、同市道を北西へ進み市道桜本・三緒浦線に接続し、同市道を南西へ進み県道飯塚山田線に接続し、同県道を北西へ進み市道立岩・下三緒線に接続し、同市道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から

平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当区域は、飯塚市東部に位置し、同市内唯一の都市森林地帯として、クスノキ、カシなどの広葉樹があり、ツグミ、ホオジロなどの群れが飛来するなど、野鳥の生息に適した所であることから、身近な鳥獣生息地としての保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

2 寺内鳥獣保護区

(1) 区域

朝倉市のうち、市道寺内ダム左岸道路線と県道塔ノ瀬十文字小郡線との交点を起点とし、同県道を北へ進み市道野尻・打田代線に接続し、同市道を北へ進み市道田代・矢野竹線に接続し、同市道を東へ進み県道塔ノ瀬十文字小郡線に接続し、同県道を東へ進み高木橋に至り、同橋より寺内ダム右岸（高水位線）に沿って北東へ進み一ノ瀬橋を経て県道塔ノ瀬十文字小郡線に接続し、同県道を南西へ進み市道寺内ダム左岸道路線に接続し、同市道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から

平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当区域は、朝倉市の中央部に位置し、そのほとんどを佐田川上流の寺内ダム貯

水池で占められている。貯水池周辺は、豊富な森林に囲まれているため、水辺の鳥類ならびに森林鳥獣生息地として野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

3 高良山鳥獣保護区

(1) 区域

久留米市のうち、国道322号線の高良川橋を起点とし、同国道を東へ進み主要地方道久留米筑紫野線と接続し、同県道を東へ進み主要地方道浮羽草野久留米線に接続し、同県道を東へ進み市道豊田F54号線に接続し、同市道を南へ進み市道豊田F249号線に接続し、同市道を南へ進み農道（管理番号32の2）に接続し、同農道を南へ進み林道耳納線に接続し、同林道を東へ進み市道高良内F547-1号線に接続し、同市道を南へ進み県道湯の原合川線に接続し、同県道を北西に進み主要地方道久留米筑後線に接続し、同県道を南西へ進み高良川右岸に至り、同川右岸を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当区域は、耳納山系に属し、豊富な針葉樹林と針葉樹及び広葉樹の混交林が混在し、変化に富んだ林相であり、鳥獣の良好な生息地であること、及び、市街地にも近く筑後川県立自然公園にもなっており、鳥獣の観察や保護活動等の自然と

のふれあいの場でもあることから、身近な鳥獣生息地としての保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

4 姫島鳥獣保護区

(1) 区域

糸島市志摩町姫島及び同島から100メートル以内の海面（同海面上の小島を含む）

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該地域は志摩半島の西部に位置し志摩町の島嶼部である。海岸性広葉樹などの豊かな植生に恵まれ、多くの種類の鳥獣が生息し繁殖の場となっている。

このように当該地域は野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

5 四王寺山鳥獣保護区

(1) 区域

太宰府市、大野城市及び糟屋郡宇美町のうち、主要地方道筑紫野太宰府線と西鉄太宰府線との交点を起点とし、同太宰府線を南西へ進み五条駅に至り、同駅から市道五条口線を北へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を北東へ進み主要地方道筑紫野太宰府線に接続し、同主要地方道を西へ進み県道福岡日田線に接続し、同県道を北西へ進み国道3号線に接続し、同国道を北西へ進み市道現人橋乙金線に接続し、同市道を北東へ進み、市道乙金釜蓋線に接続し、同市道を北へ進み主要地方道飯塚大野城線に接続し、同主要地方道を北東へ進み町道長谷松ヶ本線に接続し、同町道を北へ進み、町道本村小枝線に接続し、同町道を北東へ進み主要地方道福岡太宰府線に接続し、同主要地方道を南東へ進み町道炭焼新田原線に接続し、同町道を南東へ進み町道寺浦1号線との交点に至り、同交点から字本村谷右と字大谷及び字大谷と宇原田谷山の境界を南東へ進み太宰府市と宇美町との境界線に至り、同境界線を北東へ進み主要地方道福岡太宰府線に接続し、同主要地方道を南へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を南西へ進み県道内山三条線に接続し、同県道を東へ進み市道大門野田線に接続し、同市道を南へ進み市道平田原線に接続し、同市道を南へ進み太宰府市と筑紫野市との境界線に至り、同境界線を南西へ進み主要地方道筑紫野太宰府線に接続し、同主要地方道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、国指定特別史跡大宰府跡及び国指定特別史跡大野城跡を含む地域であり、大城山を中心に四王寺県民の森及び太宰府県立自然公園に指定されており、四季を通じて訪れる人が多い。地域の50パーセントを占める林野はスギやヒノキの人工林が多いが、四王寺山脈の尾根部や山麓部にはシイ、カシ等の常緑広

葉樹やコナラなどの落葉広葉樹が多く残されていて留鳥のほか夏鳥や水鳥を除く冬鳥の飛来が多く鳥獣の生息の場として重要な役割を果たしている。そのために県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

6 松ヶ江鳥獣保護区

(1) 区域

北九州市門司区のうち、主要地方道新門司港大里線上の鹿喰峠を起点とし、同主要地方道を南東へ進み九州自動車道との交点に至り、同道路を南西へ進み門司区と小倉南区の境界線に接続し、同境界線を北西へ進み門司区、小倉南区及び小倉北区との境界線分起点に至り、同分岐点から企救自然歩道を北東へ進み、戸ノ上山頂を経て門司北部特定猟具（銃器）使用禁止区域東側境界線を東へ進み、起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地は、518mの戸ノ上山を含む稜線から九州自動車道までの間の森林地帯である。稜線付近は北九州国定公園にも指定されている。畑貯水池等の大型の池も区域内に点在し、野生鳥獣の重要な生息地となっており、また、九州と本州を結ぶ渡り鳥の休息地としても重要な地域であり、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

7 遠賀鳥獣保護区

(1) 区域

遠賀郡岡垣町及び遠賀町のうち、JR鹿兒島本線と旧国鉄室木線との交点を起点とし、同室木線跡地を南西に進み主要地方道宮田遠賀線に接続し、同地方道を南西に進み遠賀町と鞍手町との境界線に至り、同境界線を西へ進み遠賀町、岡垣町及び宗像市との境界線分岐点に至り、岡垣町と宗像市との境界線を北西に進み主要地方道岡垣宮田線に接続し、同地方道を北東へ進み町道秋藤抱ノ内線に接続し、同町道を東へ進みJR鹿兒島本線に接続し、同線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域。

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地は、遠賀町南部と岡垣町南部にまたがる丘陵地帯であるが、南は宗像市及び鞍手町に接しており、やや深い森林地帯となっている。この自然豊かな地域には数多くの野生鳥獣が生息しており、野生鳥獣の生息・繁殖に重要な地域となっているため、県指定鳥獣保護区に指定し、鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

8 くつろぎの森グリーンピア八女鳥獣保護区

(1) 区域

くつろぎの森「グリーンピア八女」の全区域
(但し、区域内の8の溜池の水面を含む。)

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、八女市黒木町南部、通称黒木平（標高460m）に位置し、起伏に富んだ台地状から形成されており、くつろぎの森「グリーンピア八女」を中心に憩いの場を与える地域である。また、地域内は野鳥の好むカシ類などの広葉樹や湿地帯、善蔵池など大小の溜池が多数散在し、野生鳥獣の生息環境に適していることから、身近な鳥獣生息地としての保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

福岡県告示第968号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条

第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 西牟田特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

久留米市のうち、市道玉満田川M1296号線と主要地方道三潞上陽線との交点を起点とし、同主要地方道を東へ進み久留米市と筑後市との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み県道古賀十八線に接続し、同県道を南西へ進み久留米市と筑後市との境界線に接続し、同境界線を西へ進み県道古賀十八線に接続し、同県道を南西へ進み主要地方道佐賀八女線に接続し、同主要地方道を西へ進み県道本村田川線に接続し、同県道を北西へ進み市道玉満田川M1296号線に接続し、同市道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から

平成40年11月14日まで

2 三沢特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

小郡市のうち、小郡市と筑紫野市との境界線と県道原田停車場津古線との交点を起点とし、同県道を東へ進み大林橋に至り、同橋より宝満川支流宝珠川の右岸を東へ進み宝満川本流に接続し、同川右岸を南へ進み豊満橋を経て県道本郷基山停車場線に接続し（小郡市大字横隈鬼川原橋）、同県道を西へ進み小郡市と佐賀県三養基郡基山町との境界線に接続し、同境界線を北へ進み小郡市、佐賀県三養基郡基山町及び筑紫野市との境界線に接続し、同境界線を北へ進み小郡市、佐賀県三養基郡基山町及び筑紫野市との境界線分岐点（三国峠）に至り、小郡市と筑紫野市との境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から

平成40年11月14日まで

3 苅田特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都郡苅田町のうち、三菱マテリアル平苅石灰石輸送ベルトコンベアと苅田町と北九州市小倉南区との境界線の交点を起点とし、同境界線を北東へ進み海岸線に至り、同地点と新松山埋立地の北東突端、同埋立地南東防波堤突端、2号地の東端及び長峡川河口左岸の地点をそれぞれ直線で結び、同河川の左岸を南西へ進み小波瀬川に接続し、同河川の左岸を北西へ進み九州電力送電線雨窪行橋線との交点に至り、同送電線を北へ進み九州電力送電線西谷雨窪線に至り、同送電線を北西へ進み三菱マテリアル平苅石灰石輸送ベルトコンベアとの交点に至り、同ベルトコンベアを南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から

平成40年11月14日まで

4 門司北部特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市門司区のうち、門司区西海岸のJR門司港駅前の関門汽船門司港棧橋を起点とし、同棧橋から国道198号を南東へ進み主要地方道門司行橋線に接続し、同主要地方道を北九州都市高速道路4号線春日インター入口方向に進み、北九州都市高速道路4号線に接続し、同道路を南西へ進み主要地方道新門司港大里線との交点に至り、同主要地方道を南東へ進み鹿喰峠の新鹿喰トンネルに至り、同トンネル上の中央山頂から尾根（松ヶ江鳥獣保護区西側境界線）づたいに南西に進み、戸ノ上山頂を経て企救自然歩道に接続し、同歩道を南西へ進み門司区、小倉北区及び小倉南区との境界線分岐点に至り、門司区と小倉北区との境界線（足立山鳥獣保護区東側境界線）を北西に進み赤坂海岸に至り、同海岸を北東に進み、大里海岸、西海岸を経て起点に至る線により囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から

平成40年11月14日まで

5 平尾台特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市小倉南区のうち、北九州市小倉南区、京都郡みやこ町及び田川郡香春町との境界線分岐点の竜ヶ鼻を起点とし、同山頂から稜線を北東へ進み三菱セメント採掘場東方の稜線を経て主要地方道の直方行橋線との交点（吹上峠）に至り、同峠から九州自然歩道を北東へ進み稜線上の防火線に接続し、同防火線を北東へ進み北九州市小倉南区と京都郡苅田町との境界線に至り、同境界線を南へ進み、北九州市小倉南区、行橋市及び京都郡みやこ町との境界線分岐点に至り、北九州市小倉南区と京都郡みやこ町との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

6 青葉台特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市若松区のうち、主要地方道有毛引野線と主要地方道北九州芦屋線との交点を起点とし、同主要地方道北九州芦屋線を南西へ進み、市道大鳥居26号線に接続し同市道を北西へ進み、市道大鳥居乙丸2号線に接続し、同市道を北西へ進み、市道乙丸1号線に接続し、同市道を東へ進み主要地方道有毛引野線に接続し、同主要地方道を南東へ進み起点に至る線により囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

7 響灘緑地特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市若松区のうち、国道495号と県道頓田二島線との交点を起点とし、同県道を南へ進み、市道頓田竹並1号線（石峰山鳥獣保護区との境界線）に接続し、同市道を南西へ進み、市道竹並18号線を経て、県道折尾頓田線との交点に至り、市道竹並29号線に接続し、同市道を北西へ進み、市道竹並6号線に接続し、同市道を北東へ進み、市道安屋101号線、市道安屋2号線を経て、国道495号に接続し、同国道を東へ進み起点に至る線により囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

8 松ヶ江特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市門司区のうち、主要地方道新門司港大里線と九州自動車道の交点を起点とし、同主要地方道を南東へ進み主要地方道門司行橋線（旧道）に接続し、同主要地方道を南西へ進み主要地方道門司行橋線（バイパス）に接続し、同主要地方道を南西に進み門司区と小倉南区の境界線に接続し、同境界線を北西へ進み九州自動車道との交点に至り、同道路を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域

(2) 存続期間

平成30年11月15日から
平成40年11月14日まで

公 告

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 特約業者の氏名又は名称

有限会社田村石油

2 主たる事務所又は事業所の所在地

直方市大字上頓野2122

3 特約業者の指定取消年月日

平成30年11月1日

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった同広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成30年10月29日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第107号第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の2の3の規定により次のように公示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B3400015	水城病院介護医療院 太宰府市通古賀三丁目10番1号	医療法人悠水会	平成30年 11月1日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン行橋

(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業豊前地区黒土北部工区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市豊前地区黒土北部工区	平成30年10月16日から 平成31年3月22日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市四郎丸字万ノ浦240番6、240番7、240番14、240番29、240番37から240番39まで、240番41、240番42、240番45から240番47まで及び240番49

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

愛知県豊田市梅坪町九丁目30番地3

ビューテック株式会社

代表取締役社長 福田 太郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町野間五丁目560番103及び560番1000から560番1016まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号
辰巳開発株式会社
代表取締役 今村 重記

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字平田1795番23
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字山田1659-1
佐薙 昭彦

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした日

平成30年10月31日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社石山組	北九州市門司区下二十町3-21	石山 シゲ子	平成26年7月25日 福岡県知事許可（特-26） 第108044号

3 処分の内容

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、内装仕上工事及び水道施設工事に係る特定建設業の許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

株式会社石山組は、建設業法第47条第1項第3号及び同法第53条第1号に該当するとして、平成30年8月28日に、福岡地方裁判所小倉支部から罰金100万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、同法第29条第1項第2号及び第5号に該当する。